

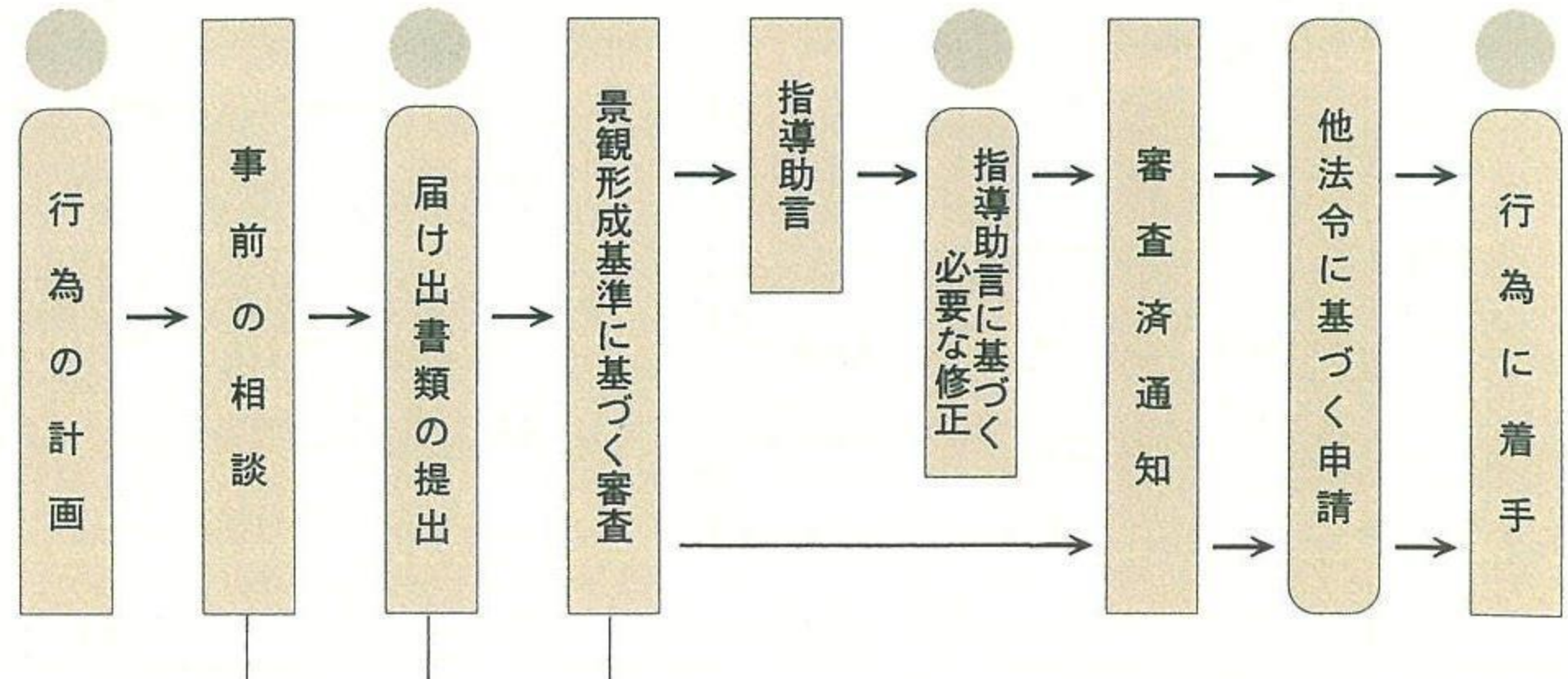
●景観条例による清里景観形成地域内において、次の行為を行う際は、従来どおりの届出が必要となります。

届出の必要な行為の概要

30日前までに、建築確認申請のまえにお願いします。

行為の種類		届出の対象	
建築物	新築、増改築、移転	行為部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの	
	外観の模様替え、色彩の変更	変更部分の面積の合計が10㎡を超えるもの	
工作物	新築、増改築、移転	煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類	高さ5mを超えるもの
		垣、さく、堀の類	高さ1.5mを超えるもの
	外観の模様替え、色彩の変更 (規則第2条の各号に掲げる工作物)	遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	高さ5mを超えるもの又は築造面積10㎡を超えるもの
		電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	高さ10mを超えるもの
木竹の伐採		高さ10mを超えるもの又は伐採面積300㎡を超えるもの	
屋外における物品の集積又は貯蔵		高さ1.5mを超えるもの又はその用に供される土地の面積が100㎡を超えるもので、期間が90日を超えるもの	
鉱物の掘採又は土石の類の採取		行為に係る部分の面積が300㎡を超えるもの又は行為に伴い生ずるのり面や擁壁の高さが1.5mを超えるもの	
土地の形質の変更		変更に係る部分の面積が300㎡を超えるもの又は変更に伴い生ずるのり面や擁壁の高さが1.5mを超えるもの	

届出の手続き



- 高根町役場
- 高根町役場
- 県景観自然保護課
- 北巨摩地方振興事務所
- 県景観自然保護課